

○住民基本台帳法施行条例施行規則

新	旧
<p>(条例別表第3の規則で定める事務)</p> <p>第6条 <u>条例別表第3の1の項</u>に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。</p> <p>2 <u>条例別表第3の2の項</u>に規定する規則で定める事務は、神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）とする。</p> <p>3 <u>条例別表第3の3の項</u>に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 （1）～（4）（略）</p> <p>4 <u>条例別表第3の4の項</u>に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 （1）<u>道路交通法第100条の2第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第101条の7第2項若しくは第5項</u>、<u>第102条第6項</u>、<u>第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第104条の2第2項（第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第108条の3第1項</u>、<u>第108条の3の2又は第108条の3の3の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）</u> （2）<u>道路交通法第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）</u> （3）（略）</p> <p>5 <u>条例別表第3の5の項</u>に規定する規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求がされた場合における当該請求をした者の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。</p>	<p>(条例別表第3の規則で定める事務)</p> <p>第6条（新規）</p> <p>条例別表第3の1の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）第2条第1項による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の返還又は延滞利息の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）とする。</p> <p>2 <u>条例別表第3の2の項</u>に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 （1）～（4）（略）</p> <p>3 <u>条例別表第3の3の項</u>に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 （1）<u>道路交通法第100条の2第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第101条の7第2項若しくは第5項</u>、<u>第102条第6項</u>、<u>第104条第1項（第104条の2の2第6項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第104条の2第2項（第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）</u> （2）<u>道路交通法第102条第1項から第3項まで又は第103条第6項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）</u> （3）（略）</p> <p>4 <u>条例別表第3の4の項</u>に規定する規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求がされた場合における当該請求をした者の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。</p>